

環水大発第 110729001 号  
平成 23 年 7 月 29 日

都道府県知事・政令市長 殿

環境省 水・大気環境局長

「微小粒子状物質 (PM2.5) の成分分析ガイドライン」について

平成 21 年 9 月に微小粒子状物質の環境基準が設定されたことを受け、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項に基づき定められ、平成 22 年 3 月 31 日に改正した「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について (平成 13 年 5 月 21 日環管大第 177 号、環管自第 75 号)」では、微小粒子状物質の成分分析を、国が別途定めるガイドラインに基づいて実施することとしている。

これを受けて、環境省では、別紙のとおり、「微小粒子状物質 (PM2.5) の成分分析ガイドライン」 (以下「ガイドライン」という。) を策定したので通知する。

都道府県及び政令市においては、ガイドラインに基づき、微小粒子状物質の成分分析の実施に万全を期されたい。

なお、本通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。